

葛卷町農業委員会
第26回総会議事録

1 日 時 平成29年7月20日(木) 午前11時00分から午前11時47分

2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第5号 平成29年度岩手県農業委員会大会における提案事項の決定について

報告第1号 農地の一時的現状変更届の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

4 出席委員

① 門 場 政 一 ② 馬 場 正 俊 ③ 星 野 順 子 ④ 木戸場 真紀子

⑤ 橘 秀 子 ⑥ 芳 田 聡 ⑦ 川 崎 美由起 ⑧ 藤 森 雅 美

⑨ 長 峯 一 雄 ⑩ 森 久 雄 ⑪ 坂 井 徳 身 ⑬ 落 宰 勝

⑭ 久 保 淳 ⑮ 坂 待 純 一 ⑯ 深 澤 進

(会長職務代理者) (会 長)

5 欠席委員

⑫ 藤 岡 俊 策

6 議事録署名委員

⑧ 藤 森 雅 美 ⑩ 森 久 雄

7 書記(農業委員会事務局)

千 葉 隆 則 (事務局長) 落 合 咲 子 (主幹)

事務局長

お疲れ様です。ただ今から第26回総会を始めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思いま
す。よろしく願いいたします。

会 長

〔あいさつ〕

皆様、大変ご苦勞様でございます。
7月に入りまして、大変暑い日が続きました。ここ4、5日はだいぶ落ち着いてお
りましたが、また今日から暑くなりそうです。そんな中、今日は午後からソバの種蒔
きということで、大変ではありますが、熱中症にならないよう十分注意しながら、ご
協力願います。

それから、今朝の岩手日報の記事を見ましたら、県内のあちこちで農業委員の辞令
交付式があるようでした。新体制に移行した農業委員会であります。今年度末で80%
が新しい体制に移行するということでもあります。私たちも、来年8月に新体制へ移行と
いうことで、先月から少しずつ検討を始めておりましたが、まだ1年間、私たちも任期
がありますので、残りの1年間もしっかりと活動をしていきたいと思っておりますので、よろ
しくご協力お願い申し上げます。

議 長

〔開 会〕

それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第26回総会を開会いたします。
本日の出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
なお、12番藤岡委員から欠席の申し出がありましたので、報告いたします。
また、木戸場委員から遅刻届が出されております。
本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

議 長

《日程第 1 》

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、8番藤森委員、10番森委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

議 長

《日程第 2 》

次に、日程第2「会期の決定」を行います。会期は、本日1日と決定することに
異議ございませんか。

議 長

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3》

議 長

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

はい。お手元の会務報告をご覧いただきたいと思います。

月 日	内 容	出 席 者
6月22日(木)	JA新いわて葛巻支所年金友の会総会 (町内 モウモウ館)	会長職務代理者
25日(日)	第16回盛岡北部畜産共進会 (岩手町 JA新いわて種子センター)	会長
28日(水)	葛巻町総合計画審議会 (役場 第4会議室)	会長
29日(木)	第1回東北認定農業者サミット (八幡平市 八幡平ロイヤルホテル)	会長／川崎委員
30日(金)	第1回東北認定農業者サミット (八幡平市)	会長／川崎委員
	平成29年度一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会 (盛岡市 岩手県産業会館)	会長
7月 7日(金)	葛巻町議会7月会議 本会議 (役場 議場)	会長／事務局長
8日(土)	葛巻町議会7月会議 一般質問 (役場 議場)	会長／事務局長
14日(金)	現地確認 (町内)	芳田委員／橋委員 事務局長／主幹
	葛巻町議会7月会議 本会議 (役場 議場)	会長／事務局長

以上でございます。

議 長

以上で報告が終わりました。ただ今の報告について、質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第 4》

議 長

次に、日程第4「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長
事務局長

事務局長。

議案書は、1ページからご覧ください。

今月の農地法第3条の許可申請は3件提出されております。1番及び2番は、作業効率等の面で以前から交換して使用していた農地で、●●地区の●●●●●さん所有の葛巻第●●地割字●●の畑1筆3,270㎡と同地区の●●●●●さん所有の畑1筆2,622㎡を交換登記するために申請されたものです。申請地の位置図は、6ページをご覧ください。農地は両家の中間地点にあります。調査書は2ページ及び4ページとなります。双方とも、農地法第3条第2項に該当しないことが許可要件でございますが、いずれもすべて該当しないため、許可要件に合致しているものと認められます。

議案書1ページにお戻りください。次に3番の農地は、葛巻第●●地割字●●の畑1筆4,674㎡で、同地区の●●●●●さんから●●●地区の●●●さんが借り受けて耕作しようとするものです。8ページをご覧ください。賃借料及び権利の設定時期、契約期間は記載のとおりです。申請地の位置図は、9ページをご覧ください。畑は、●●さんの自宅から町道●●●線を100m位上った左手脇にあります。調査書は7ページをご覧ください。先ほどと同様に、農地法第3条第2項に該当しないことが許可要件でございますが、いずれもすべて該当しないため、許可要件に合致しているものと認められます。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を6番芳田委員にお願いいたします。

【6番芳田委員 挙手】

議 長
6 番

芳田委員。

現地確認結果を報告いたします。

1番及び2番の案件は、作業効率を向上させるために土地交換を行う案件です。対象農地を交換することにより、自己所有地と合わせて一体的な草地として耕作を行っており、農地も適正に使用されていることから、調査書に記載のとおり問題ないものと判断しました。

3番の案件は、賃貸借による権利の設定になります。労力不足のため貸し付けるもので、現地を確認したところ、対象となる農地は、良好な状態に管理されており、このたびの賃貸借の権利設定後も優良な農地として耕作されていくものと思われま

す。よって、調査書に記載のとおり特に問題はないと判断しました。

以上です。

議 長

次に、地区担当委員の補足説明ですが、1番及び2番の案件を13番落宰委員にお願いいたします。

【13番落宰委員 挙手】

議 長

落宰委員。

13 議 長 今までもきちんと耕作されておりましたので、問題ないと思います。
 3番の案件は、藤森委員にお願いします。

議 長 8 番 【8番藤森委員 挙手】
 藤森委員。
 ●●さんは、実際に農業を営んでいるのは●●●の方になりますけれども、●●●に
 前に住宅があった関係で、●●●の農地をかなり活用していただいております。今回も
 そういう形になっておりますし、隣接しているところで使われていない農地もあります
 ので、今後その土地についても、働きかけて進めていきたいと思っております。

議 長 以上です。
 以上で説明が終わりました。
 これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】
 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
 異議なしと認め、採決に移ります。
 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求める
 ことについて」を、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】
 挙手全員です。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対
 する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可することに決定いたし
 ます。

議 長 《日程第 5 》
 次に、日程第5「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意
 見の決定を求めることについて」を議題に供します。
 事務局より議案の説明を求めます。

議 長 【事務局長 挙手】
 事務局長。
 議案書は、10ページからご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は1件で、K
 DD | の携帯電話無線中継基地局設置に伴う工事用地でございます。農地の所在は葛巻
 第●●地割字●●の畑1筆4,632㎡で、貸付人及び借受人は記載のとおりです。
 位置につきましては14ページをご覧ください。鉄塔建設予定地は、主要地方道●●●
 ●●線の●●橋付近から農道●●線を約50m上った左手脇にある農地です。
 次のページに今回の平面図を添付しております。資材置場や残土置場、仮設トイレの
 設置を含む工事仮設用地として使用するもので、期間は8月下旬から9月までの約1カ
 月を予定しております。

11ページの調査書をご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているっており、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

なお、携帯電話無線中継基地局の建設計画につきましても、同日付でKDDI株式会社から提出されておりますので申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を6番芳田委員にお願いいたします。

【6番芳田委員 挙手】

議長 芳田委員。

6番 本案件は、携帯電話無線中継基地局の設置用地だけでは工事ができないため、工事に必要な最小限の面積を使用するものです。

建設予定地は草地として利用されておりますが、プラ敷きによる施工のため、農地への影響は少ないものと思われまます。

また、隣接地への影響もなく、工事用地はフェンスで囲うため安全対策も配慮されております。このことから、調査書のとおり問題ないものと判断いたしました。

以上です。

地区担当委員の補足説明は、12番藤岡委員が本日欠席しておりますので、省略します。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【10番森委員 挙手】

議長 森委員。

10番 転用後、元の農地に戻すために、鉄板は敷くのでしょうか。

【落合主幹 挙手】

議長 落合主幹。

主幹 鉄板ではなくプラ敷きになるようです。

【10番森委員 挙手】

議長 森委員。

10番 分かりました。よろしいです。

議長 ほかにございませんか。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を、原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対

する意見の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を提出いたします。

《日程第 6》

議長 次に、日程第6「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は16ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の農用地利用集積計画について説明いたします。

1番の案件は、江川第●●地割字●●●の畑、2筆合計19,637㎡で同地区の●●●●さんの農地でございます。労力不足のため、公益社団法人岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

続きまして2番の案件は、江川第●●地割字●●●の畑、3筆合計2,515㎡で同地区の●●●●さんの農地でございます。労力不足のため、岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見書を提出いたします。

《日程第 7》

議長 次に、日程第7「議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。

この案件には、7番川崎委員が権利設定を受ける当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定に該当するため、議案説明前に退

席していただくこととなります。

それでは1番から3番の案件について、事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長
事務局長

事務局長。

議案書は17ページからご覧ください。併せて、別様の農用地利用配分計画案一覧表を1枚おめくりいただき、優先順位検討表がございますので、ご覧ください。この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。

1番から4番の案件は、すべて先ほどの議案第3号でご審議いただいた農地でございます。農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、それぞれ受け手に配分するものです。

ここで議案書の訂正をお願いいたします。1番から4番の案件すべて、10a当たりの賃借料のところの存続期間でございしますが、平成29年12月1日までになっておりますけれども、そちらを平成39年11月30日までということで訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは、1番及び2番の農地でございます。いずれも●●●●さんの農地ですが、1番の畑4,974㎡については、別様の資料No.1の一覧表に記載されている3名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

続きまして2番の畑14,663㎡については、別様の資料No.2の一覧表に記載されている3名の借入希望者の中で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

次のページをご覧ください。3番の農地は●●●●さんの畑、2筆合計1,198㎡については、別様の資料No.3の一覧表に記載の9名で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。ただ今の議案第4号の1番から3番の案件について、質疑等ございましたらどうぞ。

【8番藤森委員 挙手】

議 長
8 番

藤森委員。

1番2番の案件ですけれども、農地の借入希望要件の差で、●●さんと●●さんに配分となったのかと思いますが、それぞれの農地の隣接地であるということによろしいでしょうか。

【落合主幹 挙手】

議 長
主 幹

落合主幹。

隣接地かどうか、というご質問でございましたけれども、●●●●さんに配分する農地につきましては、隣接地となります。●●●●さんの分につきましては、隣接地では

ないんですけども、ご本人からの条件に合ったということで、配分が決まったものでございます。よろしくお願いいたします。

【8番藤森委員 挙手】

議 長 藤森委員。
8 番 わかりました。ありがとうございます。
議 長 ほかにございませんか。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。
議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、1番から3番の案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。
よって、議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、1番から3番の案件について原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見書を提出いたします。

次に、4番の審議に入りますので、7番川崎委員は退席をお願いいたします。

【7番川崎委員 退席】

議 長 それでは、4番の案件について、事務局より説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。
事務局長 議案書は18ページをご覧ください。4番の配分案については、●●●●さんの畑1,317㎡で、別様の資料No.4の一覧表に記載の10名で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。ただ今の議案第4号の4番の案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。

【8番藤森委員 挙手】

議 長 藤森委員。
8 番 それぞれの土地を中間管理事業を通じて賃貸するということではありますが、一方の農地は賃貸料が5,000円、もう一方の方はなしということなんですけれども、こちらは何か理由があるのでしょうか。

【落合主幹 挙手】

議 長 落合主幹。
主 幹 はい。農地自体に何か問題があるということではございません。借り手側の●●さんにつきまして、この他にも●●さんから借り受けしている農地がございます。その中に

は実際に条件の悪い農地がありまして、今回の農地がそちらに隣接するということから、無償で、ということになっております。

【8番藤森委員 挙手】

議 長 藤森委員。
8 番 わかりました。
議 長 他にございませんか。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご意義ございませんか。

【「意義なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。
議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、4番の案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。
よって議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、4番の案件について原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見書を提出いたします。
7番川崎委員は、入室してください。

【7番川崎委員 入室】

《日程第8》

議 長 次に、日程第8「議案第5号 平成29年度岩手県農業委員会大会における提案事項の決定について」を議題に供します。
事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。
事務局長 議案書は19ページから21ページをご覧ください。
岩手県農業会議から平成29年度岩手県農業委員会大会における「農業施策の充実に関する要請決議」に係る提案事項の取りまとめ依頼がありましたことから、総会においてご協議いただき、決定した内容について盛岡地方農業委員会連絡協議会を經由して提出するものでございます。

今年度の取りまとめ項目については、全国農業委員会会長大会要請書等を参考として、7項目に係る地域課題を提出するよう依頼があったものでございます。

その中で新たに追加した地域課題の項目としては、1担い手への農地利用集積施策の改善方策の一つ目で、岩手県農業公社が実施している農地中間管理事業において、現在は全額免除している手数料を平成30年度以降の新規契約分から徴収することを検討しているようであるが、農家負担が増加した場合、農地中間管理事業における新規集積実

績の低下が懸念される。今後も継続して農地の利用集積を促進するためには、農地中間管理機構による農地の管理・保全を推進するための予算措置の拡充強化を図ること。

また、3中山間地域対策の一つ目で、集積した農地の作業効率を上げるため、段差解消などの簡易な条件整備に対する支援事業を創設すること。といった内容を追加しております。

その他の項目については、表現等は若干変更しておりますが概ね例年を踏襲した内容であり、さらには、議案書を事前送付しておりますので割愛させていただきます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑及び追加提案等ございましたら、どうぞ。

【坂待会長職務代理者 挙手】

議長 坂待会長職務代理者。

職務代理 今ご説明いただきました1番の内容について、お伺いいたします。平成30年度から、農地中間管理事業を通しての貸借については、手数料を徴収することを検討しているということですが、これについては、事務局に対して、機構の方から何らかの打診か説明があったわけなんですか。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 先日、農地主任者研修といった席で、平成30年度からこういった内容を検討しているということで、農業公社の方から情報提供としてありましたので、それに対して地域課題という意見で、こちらにあげさせていただいたという経緯でございます。

【坂待会長職務代理者 挙手】

議長 坂待会長職務代理者。

職務代理 来年度から機構との貸借について、手数料が徴収されるということになりますと、全国的に担い手に8割の農地集積を図るという国の目的なんですけど、4年目になりますけど全国的にかなり厳しいと言われている中で、新たに手数料がかかるとなると、貸借についての条件が厳しくなるのではないかと思います。本日は、農地中間管理機構の農地コーディネーターがおいでになっておりますので、もし機構内で検討されているとすれば、公表できる範囲内で公表いただければと思います。

議長 それでは、よろしく願いいたします。

【農地コーディネーター 挙手】

議長 農地コーディネーター。

農地コーディネーター コーディネーター会議は毎月行っておりましたけれども、今年からは月に2回ということで、先月の6月のコーディネーター会議では、確かにこの手数料の件については、検討せざるを得ないという状況であるという説明が公社の方からありました。と言いますのは、公社経営の方が厳しくなっているということで説明がありました。手数料の具体的な額については、慎重に審議して今後詰めていきたいという中身でありました

ので、手数料の額については、私の方からも申し上げられる段階には至っておりませんので、ご了承願いたいと思います。市町村訪問が予定されておりました、葛巻町さんは28日にですね、公社の方からこの点につきましても説明がされるかと思っておりますので、ご理解、ご了承願いたいと思います。

以上です。

【坂待会長職務代理者 挙手】

議 長
職務代理

坂待会長職務代理者。

はい。それでは要望というか、お願いということになるんですが、機構貸借については、協力金の対象になるものとならないものと二通りあるわけなんです。幸いにも協力金の対象となって、協力金の交付を受ける分については、若干の手数料は公社の方も厳しいということでもありますからやむを得ないのかもしれませんが、協力金の対象以外のものについては、今まで通り手数料がかからないように措置を取っていただくことをお願いしたいと思います。

【9番長峯委員 挙手】

議 長
9 番

長峯委員。

関連することでございますけれども、手数料を取ることであると、これからもあまり進まなくなるという印象を受けます。農家も減ってきている中で、今せっかく集積をやっているのに、それが進まなくなるというのは、日本の農業がダメになってしまうと思います。それから、農業会議でも、葛巻の小さい農家が辞めた農地は、効率が悪いから借りられない、というような農地がいっぱいあります。そういった農地をまとめていくような、組織的な基盤を作れるようにしていかないといけないと思います。今からまた農家が辞めていく中で、手数料がどうだということではなく、新たな土地利用の集積の方法を考えていかなければいけないと思います。何か方法を考えて、要望したいと思います。せっかくやっても進んでいかない状況になってしまうと思います。

【農地コーディネーター 挙手】

議 長
農地コーディネーター

農地コーディネーター。

コーディネーターとして、そこまでの発言力、あるいは権限はありませんが、今度8月4日にコーディネーター会議があります。その中の活動状況報告というのがありますので、このような意見が出ていましたということで公社の方には伝えたいと思いますし、あわせて、事務局長さんや落合主幹さんとも話を整理しながら、公社の方に繋いでいきたいと考えております。コーディネーター活動をするにあたって、手数料の件につきましては、非常に懸念しております。長峯委員さんのおっしゃるとおりでございます。公社の方で、貸したい、受けたいというマッチング活動を行う時に、手数料が出てくると、うまく進まないかもしれないというように個人的には懸念しておりますので、伝えさせていただきます。

【9番長峯委員 挙手】

議 長

長峯委員。

9 番 2 もっとわかりやすく、何で手数料を取らなくてはいけないのか、これから集積を進めていく際に問題はあるのかなのか、それをきちんと説明してもらいたいです。地域に帰って、これから手数料がかかるようになるという話をすれば、公社を通さないで勝手に使ってくれ、ということになる可能性もあると思います。

【事務局長 挙手】

議 長
事務局長

事務局長。

こちらの手数料につきましては、元々は徴収できるものであるそうです。ただ、それを今までは、公社の内部で、別の事業部の収益をそちらの手数料に当てていたということで、実際には徴収できるものを、岩手県農業公社の方では徴収していなかったという説明でございました。そちらの収益の方も、農業公社の様々な事業等で若干収益が低下してきたというようなこともございまして、従来規定されている手数料として徴収させていただけないものかという提案が、先日の会議であったという状況でございまして。皆様にご懸念されているとおり、農業委員会法が改正になって、いわゆる農地の最適化ということが義務化、必須化になって、担い手への集約を進めていく中で、今まで徴収されていなかったものが徴収されるようになれば、当然集積に影響が出てくると思われますので、葛巻町農業委員会としましては、従来どおり手数料を徴収しないような形にさせていただけないでしょうか、というのが要望でございまして、葛巻町では従来どおり徴収しない形で、農地中間管理事業を推進していただきたいというのが要望内容となっておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

【9番長峯委員 挙手】

議 長
9 番
議 長

長峯委員。

ありがとうございます。その通りだと思います。

それでは、坂待職務代理者の意見、長峯委員の意見を、農地コーディネーターには公社の方に伝えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

ほかにもございませんか。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「平成29年度岩手県農業委員会大会における提案事項の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第5号「平成29年度岩手県農業委員会大会における提案事項の決定について」は、原案のとおり決定することとし、盛岡地方農業委員会連絡協議会を経由して岩手県農業会議へ提出することといたします。

《日程第 9》

議 長

次に、日程第9「報告第1号 農地の一時的現状変更届の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書の22ページをご覧ください。災害復旧工事に係る農地の一時的現状変更届を、施工者の株式会社●●●●●●●●●●●●●●●●から受理しましたのでご報告します。この届は、昨年8月の台風10号により被害を受けた河川災害復旧工事を行うため、現場に隣接する農地の一部を仮設道路及び資材置場として一時的に使用するものでございます。

1番の案件は、●●●地区での河川災害復旧工事で、農地所有者は●●県●●市在住の●●●さんで、貸借契約による耕作者の同意も得ております。次のページをご覧ください。農地は町道●●●線と約1.5mの高低差があるため、土木シートと土嚢で進入路を確保するほか、敷鉄板を敷設して503㎡が仮設道路及び資材置場として使用されます。工事期間は、8月1日から11月12日までの約3カ月半となっております。

議案書22ページにお戻りください。2番及び3番の案件については所有者は●●地区の●●●●●さんと、●●●●●地区の●●●●●さんのお二人です。議案書26ページをご覧ください。工事箇所は●●公民館付近の●●●●●沢の下流に向かって右岸の農地です。●●さんの畑919㎡と●●さんの畑108㎡の土砂が大量に流失し、大きな石が露出するなど河川と同様の状況となっていることから、復旧工事現場で採取した土砂により仮設道路及び資材置場を確保し、高さ2.7m、延長61mにわたりコンクリートブロック積工事を行うものです。工事期間は7月25日から10月2日の約2カ月半の予定です。以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を5番橋委員にお願いします。

【5番橋委員 挙手】

議 長

橋委員。

5

番

7月14日、町発注の河川災害復旧工事を行うために現状変更する農地の現地確認をして参りました。復旧工事箇所は●●●地区と●●●地区の2地区で、当該農地はすべて草地となっています。

1番の案件は、立ち会った施工業者の説明によると2番草の刈取り後から工事に着手する予定で、必要最小限の農地を仮設道路及び資材置場として使用する一時的な措置であり、特に問題ないものと認められます。

また、2番及び3番の案件は、立ち会った施工業者の説明によると、コンクリートブロック積工事終了後は、ほかの工事箇所等から土砂を搬入して農地の元の高さ付近まで埋め戻しを行い、表土については所有者が確保した上で農地として復元する予定とのこ

とで、特に問題ないものと認められます。

以上です。

議 長 地区担当委員の補足説明ですが、1番については13番落宰委員にお願いします。

【13番落宰委員 挙手】

議 長 落宰委員。

13 番 工事が終わったあとは元に戻すということですので、特に問題はないと思います。

議 長 次に、2番及び3番については、7番川崎委員にお願いします。

【7番川崎委員 挙手】

議 長 川崎委員。

7 番 2番3番は隣接しております。特に問題はないと思います。

議 長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第10》

議 長 次に、日程第10「報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 工事進捗状況報告書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

●●地区の●●●●さんが昨年12月12日に転用許可を受けた分の完了報告で、5月10日に報告書が提出されました。宅地として整備したもので、7月14日に芳田委員、橘委員とともに完了していることを確認して参りました。

以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を5番橘委員にお願いします。

【5番橘委員 挙手】

議 長 橘委員。

5 番 現地確認の結果を報告いたします。昨年11月の第18回総会において、住宅建築のため転作田を宅地に転用することを許可相当と決定したものです。現地は、一般住宅が完成しており、周囲の農地に支障のない状態で宅地として適切に管理されていることを確認して参りました。

以上でございます。

議 長 次に、地区担当委員の補足説明を私から申し上げます。

橘委員からも報告がありましたとおり、5月に完成し入居しているようであります。各自治体でも高齢化や、空き家等が増えている中で、こういった若い子育て世代の方が地区に入ってきてくれることを大変嬉しく思います。

議長 以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

《日程第11》

議長 次に、日程第11「その他」ですが、委員の皆さんから何かございますか。

【「なし」の声】

議長 事務局からあればお願いします。

【「特にありません」の声】

議長 ないようですので、「その他」を終了いたします。

本日の日程がすべて終わりましたので、以上で葛巻町農業委員会第26回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成29年7月28日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____